（案）

業 務 委 託 契 約 書

１．業　　務　　名　　高圧ガス事業者台帳システム更新業務委託

２．履　行　場　所　　沖縄県庁舎

３．履　行　期　間　　契約締結日の翌日から令和９年３月３１日まで

４．契　約　金　額　　￥　　－
（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額）　￥　　－

５．契 約 保 証 金　　￥　　－

上記の業務について、発注者及び受注者は、各々対等な立場における合意に基づいて、次の条項により契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約の証として、本書２通を作成し、発注者及び受注者が記名押印のうえ各自１通を保有する。

令和　　年　　月　　日

発　注　者　　住　　所　　那覇市泉崎１丁目２番２号
　　氏　　名　　沖縄県知事　古謝　　玄太　　印

受　注　者　　住　　所
　　商号又は名称
　　氏　　名　　印

（目的）
第１条 甲及び乙は、信義を重んじ、誠実にこの契約に定める各条項を履行しなければならない。
２ 甲は「高圧ガス事業者台帳システム更新業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）」に基づき業務を乙に委託し、乙はこれを受託する。
３ 高圧ガス事業者台帳システム（以下「システム」という。）を甲が常時正常な状態で運用できるようシステムを構築する。

（設置場所及び契約対象機器）
第２条 乙は、仕様書に定めるシステムを設置する。
１.設置場所 沖縄県那覇市泉崎１－２－２ 商工労働部産業政策課内
２.契約対象機器 仕様書のとおり

（契約保証金）
第３条 契約金額の100分の10 以上の金額を納付すること。ただし、次のいずれかに該当する場合は、契約保証金の納付を免除する。
（ア）県を被保険者とする契約保証保険契約（契約額の100 分の10 以上）を締結し、その証書を提出したとき。
（イ）過去2 箇年の間に国（独立行政法人、公社及び公団を含む。）又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をおおむね同じくする事項に係る契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証することを国（独立行政法人、公社及び公団を含む。）又は地方公共団体が証した書面を提出したとき。（その者が落札した場合において、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）

（支払い条件）
第４条 甲は、乙の発行する適法な請求書の受理日から起算して、３０日以内に当該請求額を乙に支払うものとする。

（業務計画）
第５条 乙は、次に掲げる内容を含む業務計画書を契約締結の日から30日以内に提出しなければならない。
(1) 構築内容詳細
(2) 業務スケジュール
(3) 業務履行体制
(4) その他甲が求める書類

（業務の調査等）
第６条 甲は、必要があると認めるときは、乙に対して委託業務の処理状況について、調査、報告を求め、又は必要な指示を出すことができる。

（成果品の納入、検査）
第７条 乙は、仕様書に定める成果品（関連する資料を含む。）について、その期限までに甲に納入し、その検査、確認を受けなければならない。
２ 乙は、業務の完了にあたっては、速やかに最終成果品に業務完了届を添付して甲に納入すること。
３ 成果品の納入場所は、沖縄県商工労働部産業政策課とする。
４ 乙の提出する成果品の内容に関し、検査、確認の結果、甲が不十分と認めたときは、甲は乙に対し、不十分な部分の補正を求めることができる。この場合においては、乙は自己の負担において速やかに実施しなければならない。

（サービス等）
第８条 乙は、甲がシステムを使用するために必要なソフト、機器、マニュアル、技術情報等を提供するとともに、甲の職員に対する機器操作及び運用に関する技術的な指導をするものとする。

（設置場所の変更）
第９条 甲は、第２条所定の設置場所を変更する場合は、予め乙に通知するものとする。

（契約の解除）
第10条 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、契約を解除することができる。
（１）その責に帰すべき事由により、履行期間内に業務が完了しないと明らかに認められるとき。
（２） 故意又は過失により、甲に重大な損害を与えたとき。
（３） 情報セキュリティポリシーの遵守がなされていないと認められたとき。
（４） この契約の締結または履行について、不正の行為があると認められたとき。
（５） 前４号に掲げる場合のほか、乙がこの契約に違反し、その違反により契約の目的を達成することができないと認められるとき。
２ 甲は、前項に基づきこの契約を解除しようとするときは、その理由を記載した書面により、乙に通知するものとする。

（損害賠償）
第11条 乙は、甲が故意か又は重大過失によって機器に損害を与えた場合は、その賠償を甲に請求することができる。

（契約不適合責任）
第12条 検査完了後、納入物について仕様書との不一致（バグも含む。以下本条において「契約不適合」という。）が発見された場合、甲は乙に対して当該契約不適合の修正等の履行の追完（以下本条において「追完」という。）を請求することができ、乙は、当該追完を行うものとする。ただし、甲に不相当な負担を課するものではないときは、乙は甲が請求した方法と異なる方法による追完を行うことができる。
２ 前項にかかわらず、当該契約不適合によっても個別契約の目的を達することができる場合であって、追完に過分の費用を要する場合、乙は前項所定の追完義務を負わないものとする。
３ 甲は、当該契約不適合（乙の責めに帰すべき事由により生じたものに限る。）により損害を被った場合、乙に対して損害賠償を請求することができる。
４ 当該契約不適合について、追完の請求にもかかわらず相当期間内に追完がなされない場合又は追完の見込みがない場合で、当該契約不適合により個別契約の目的を達することができないときは、甲は本契約及び個別契約の全部又は一部を解除することができる。
５ 乙が本条に定める責任その他の契約不適合責任を負うのは、前条の検収完了後１年以内に甲から当該契約不適合を通知された場合に限るものとする。但し、前条の検収完了時において乙が当該契約不適合を知り若しくは重過失により知らなかった場合、又は当該契約不適合が乙の故意若しくは重過失に起因する場合にはこの限りでない。
６ 第１項、第３項及び第４項の規定は、契約不適合が甲の提供した資料等又は甲の与えた指示によって生じたときは適用しない。但し、乙がその資料等又は指示が不適当であることを知りながら告げなかったときはこの限りでない。
７ 第１項の場合において、甲が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。
（１） 履行の追完が不能であるとき。
（２） 乙が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。
（３） 特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達す

ることができない場合において、乙が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。
（４） 前３号に掲げる場合のほか、乙がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

（契約不能の場合の処理）
第13条 乙は、天災のその他の不可抗力により、その責に帰することができない事由により契約の全部又は一部を履行することができないときは、甲の承認を得て、当該部分についての義務を免れるものとし、甲は当該部分について、委託料の支払いを免れるものとする。

（所轄裁判所）
第14条 本契約に関し、訴訟の必要が生じた場合は、甲の所在地を所管する裁判所を第一審の管轄裁判所とする。

（機密の保持）
第15条 乙は、この契約の履行に関して知り得た秘密を他に漏らし、又は他の目的に利用してはならない。

（暴力団等関与に対する甲の解除権）
第16条 甲は、警察等関係機関からの通知に基づき、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。この場合において、解除により乙に損害があっても、甲はその損害の賠償の責を負わないものとする。
(1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号。（以下「暴対法」という。）第２条第２号の暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（暴対法第２条第６号の暴力団員及び暴力団の構成員とみなされる者をいう。以下同じ。）であるとき。
(2) 役員等（役員として登記又は届出がされていないが、事実上経営に参画しているものを含む。以下同じ。）が暴力団員等となっているとき。
(3) 暴力団員等であることを知りながら暴力団員等を雇用し、又は使用しているとき。
(4) 暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、その者と下請契約もしくは資材、原材料の購入契約等を締結したとき。
(5) 暴力団員等でることを知らずに、暴力団員等を雇用している場合又は暴力団若しくは暴力団員等である事実を知らずに、その者と下請契約もしくは資材、原材料の購入契約等を締結した場合であって、当該事実の判明後すみやか

に、解雇に係る手続きや契約の解除など適正な是正措置を行わないとき。
(6) 自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は構成員等を利用したとき。
(7) 暴力団又は暴力団員等に経済上の利益又は便宜を供与したとき。
(8) 役員等又は使用人が、個人の私生活上において、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的若しくは第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は構成員等を利用したとき、又は暴力団若しくは暴力団員等に経済上の利益若しくは便宜供与をしたとき。
(9)　役員等又は使用人が、暴力団又は構成員等と密接な交際を有し、又は社会的に非難される関係を有しているとき。
２　乙は、甲が前項各号に該当する事由の有無を確認することを目的として乙に対し役員名簿等の提出を求めたときは、速やかに当該役員名簿等を提出しなければならない。

（下請負契約等に関する契約解除）
第17条　乙は、本契約に関する下請負人等（下請負人（下請が数次にわたるときは、全ての下請負人を含む。）及び再受任者（再委託以降の全ての受任者を含む。）並びに下請負人等が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）が、排除対象者（前条に各号に該当する者をいう。以下同じ。）であることが判明したときは、直ちに当該下請負人等との契約を解除し、又は下請負人等に対し排除対象者との契約を解除させるようにしなければらならない。
２　甲は、乙が下請負人等が排除対象者であることを知りながら契約し、若しくは下請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該下請負人等との契約を解除せず、若しくは下請負人等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

（記録媒体の処分）
第18条　乙は、旧システムの記録媒体等のデータを消去する場合には、記録媒体内のデータを完全に消去し、その作業が完了した旨の証明書を甲に提出すること。
２　乙は、記録媒体の廃棄を行う場合は、甲の許可を得るとともに、廃棄を行った日時、担当者職氏名及び処理内容を記録した書面を、甲に提出すること。

（本件業務終了後の業務引継ぎ）
第19条　乙は、次期システムに移行する場合、速やかにシステム更新ができる

よう、本システム設定情報の提供、移行に協力すること。また、これらに係る全ての経費は乙の負担とする。
２　乙は、前項における措置としての他のシステムへの移行、データ移行、消去及び業務引継ぎ等に関して、甲に対し誠意をもって支援協力する。
３　前項に示すデータの範囲及びデータの出力時期は甲が定めるものとする。

（業務内容の変更）
第20条　甲は、必要があるときは、業務内容の変更を乙に通知して、業務内容を変更することができる。この場合においては、甲は、必要があると認めるときは、履行期間若しくは契約金額を変更し、又は乙に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

（著作権の帰属）
第21条　本件業務において作成されたソフトウェア、マニュアルその他のドキュメント、各帳票等の著作物等の著作権は、甲及び乙又は第三者が従前から保有していた著作物の著作権を除き、すべて甲のものとする。

（消費税額等）
第22条　甲は、この契約にかかる消費税額及び地方消費税額を乙に支払うものとする。
２　消費税額及び地方消費税額は、将来においてその税額が変更された場合には、当該変更後の税率に基づき増額又は減額されるものとする。

（履行遅延の場合における遅延利息）
第23条　乙の責めに帰する理由により、履行期限までに委託業務を完了することができない場合において、履行期限後に完了する見込みがあると認めたときは、甲は、乙から遅延利息を徴収して履行期限を延長することができる。
２　前項の遅延利息は、沖縄県財務規則（昭和47年5月15日規則第12号）の規定に基づき定められた割合で計算する。

（セキュリティポリシーの遵守）
第24条　乙は、本契約に基づき業務を遂行するにあたって「沖縄県情報セキュリティ基本方針」及び「沖縄県情報セキュリティ対策基準」に定める事項を遵守するものとする。
２　乙は、業務の遂行にあたって、セキュリティポリシーに定める事項が遵守できる体制を整えるとともにセキュリティポリシーの遵守に関して従業員に教

育を実施するものとする。

（不当介入に関する通報・報告）
第25条 乙は、本契約に関して、自ら又は下請負人等が、暴力団、暴力団員から不当介入を受けた場合は、これを拒否し、又は下請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

（その他）
第26条 乙は、この契約条項のほか、沖縄県財務規則(昭和47年規則第12号)を遵守するものとする。

第27条 この契約に定めのない事項については、必要に応じて甲乙協議して定めるものとする。

個人情報取扱特記事項

（基本的事項）

第1　乙は、個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号。以下「法」という。）第２条第１項に規定する個人情報をいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、この契約による事務を行うに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

（秘密の保持）

第2　乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

（適正管理）

第3　乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報について、漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

（管理及び実施体制）

第4　乙は、個人情報取扱責任者（この契約による事務に係る個人情報の適正な管理について責任を有する者をいう。以下同じ。）を明確にし、安全管理上の問題への対応や監督、点検等の個人情報の適正な管理のために必要な措置が常時講じられる体制を敷かなければならない。

２　乙は、事務従事者（この契約により個人情報を取り扱う事務に従事する者をいう。以下同じ。）を必要最小限の範囲で特定し、特定された事務従事者以外の者が当該個人情報を取り扱うことがないようにしなければならない。

３　乙は、契約締結後速やかに、個人情報取扱責任者及び事務従事者等の管理体制及び実施体制並びに個人情報の管理状況等について、書面により甲に報告しなければならない。また、当該事項に変更があった場合も同様とする。

（作業場所の特定・持ち出しの制限）

第5　乙は、この契約により個人情報を取り扱うときは、その作業を行う場所及び当該個人情報を保管する場所を特定し、あらかじめ、書面により甲に報告しなければならない。また、特定した場所を変更しようとするときも同様とする。

２　乙は、甲の指示又は承諾があった場合を除き、特定した場所から当該個人情報を持ち出してはならない。

（収集の制限）

第6　乙は、この契約による事務を行うために個人情報を収集するときは、その

事務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

（目的外利用・提供の禁止）

第7　乙は、甲の指示がある場合を除き、この契約による事務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。

（複写又は複製の禁止）

第8　乙は、この契約による事務を行うために甲から提供された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。ただし、甲の承諾があるときはこの限りでない。

（事務従事者への周知等）

第9　乙は、この契約による事務に従事している者に対し、在職中及び退職後においても当該事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は当該事務の目的以外の目的に使用してはならないこと、法により罰則が適用される場合があることなど、個人情報の保護に必要な事項を周知するとともに、個人情報の取扱いについて必要かつ適切な監督及び教育をしなければならない。

（派遣労働者）

第 10　乙は、この契約による事務を派遣労働者によって行わせる場合、労働者派遣契約書に、秘密保持義務等個人情報の取扱いに関する事項を明記しなければならない。この場合において、秘密の保持に係る事項は、第２に準ずるものとする。

２　乙は、派遣労働者にこの契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、乙と派遣元との契約内容にかかわらず、甲に対して派遣労働者による個人情報の処理に関する責任を負うものとする。

（再委託の禁止）

第 11　乙は、甲の書面による承諾があるときを除き、この契約による個人情報を取り扱う事務（以下「個人情報取扱事務」という。）については自ら行うものとし、第三者（乙の子会社（会社法（平成 17 年法律第 86 号）第２条第３号に規定する子会社をいう。）である場合も含む。以下同じ。）に委託（以下「再委託」という。）してはならない。

２　乙は、個人情報取扱事務を再委託しようとする場合又は再委託の内容を変更しようとする場合には、あらかじめ次の各号に掲げる事項を記載した書面を甲に提出して甲の承諾を得なければならない。

⑴　再委託を行う業務の内容

⑵　再委託で取り扱う個人情報

⑶　再委託の期間
⑷　再委託が必要な理由
⑸　再委託の相手方（名称、代表者、所在地、連絡先）
⑹　再委託の相手方における責任体制並びに責任者及び従事者
⑺　再委託の相手方に求める個人情報保護措置の内容（契約書等に規定されたものの写し）
⑻　再委託の相手方の監督方法（監督責任者の氏名を含む。）

3　乙は、甲の書面による承諾により、再委託する場合は、甲が乙に求める個人情報の保護に関する必要な安全管理措置と同様の措置を再委託の相手方に講じさせなければならない。

4　乙は、再委託先の当該再委託に係る事務に関する行為及びその結果について、乙と再委託先との契約の内容にかかわらず、甲に対して責任を負うものとする。

5　乙は、個人情報取扱事務を再委託した場合には、その履行を管理監督するとともに、甲の求めに応じて、その状況等を甲に報告しなければならない。

（資料等の返還等）

第 12　乙は、この契約による事務を行うために、甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、委託事務完了時に、甲の指示に基づいて、返還、廃棄又は消去しなければならない。

2　甲の承諾を得て再委託をした場合には、乙は甲の指示により、この契約の終了後直ちに当該再委託先から個人情報が記録された資料等を回収するものとする。この場合において、回収した資料等の取扱いは前項に準ずるものとする。

3　乙は、前２項の規定により個人情報を廃棄する場合には、記録媒体を物理的に破壊する等当該個人情報が判読、復元できないように確実な方法で廃棄しなければならない。

4　乙は、パソコン等に記録された個人情報を第１項及び第２項の規定により消去する場合には、データ消去用ソフトウェア等を使用し、当該個人情報が判読、復元できないように確実に消去しなければならない。

5　乙は、第１項及び第２項の規定により個人情報を廃棄又は消去したときは、完全に廃棄又は消去した旨の証明書（情報項目、媒体名、数量、廃棄又は消去の方法、責任者及び廃棄又は消去の年月日が記載された書面）を甲に提出しなければならない。

6　乙は、廃棄又は消去に際し、甲から立会いを求められたときはこれに応じなければならない。

（検査及び報告）

第 13　甲は、乙がこの契約による事務を処理するに当たり、取り扱っている個人情報の管理状況及び委託業務の履行状況について、随時実地に検査することができる。

２　甲は、乙がこの契約による事務を処理するに当たり、取り扱っている個人情報の管理状況及び委託業務の履行状況について、報告を求めることができる。

（事故報告）

第 14　乙は、保有個人情報の漏えい等安全管理上の問題となる事案が発生し、又は発生するおそれがあることを認識したときは、直ちに被害の発生又は拡大防止に必要な措置を講ずるとともに、甲に報告し、甲の指示に従い、その他の必要な措置を講ずるものとする。

２　乙は、前項の事案が発生した場合（おそれがあるものを含む。次項において同じ。）、その経緯、被害状況等を調査し、甲に書面で報告するものとする。

（指示及び報告）

第 15　甲は、必要に応じ、乙に対し、保有個人情報等の安全管理措置に関する指示を行い、又は報告若しくは資料の提出を求めることができるものとする。

（契約解除）

第 16　甲は、乙がこの特記事項に定める義務を果たさない場合は、この契約による事務の全部又は一部を解除することができるものとする。

２　乙は、前項の規定に基づく契約の解除により損害を被った場合においても、甲にその損害の賠償を求めることはできない。

（損害賠償）

第 17　乙は、この特記事項に定める義務に違反し、又は怠ったことにより甲が損害を被った場合には、甲にその損害を賠償しなければならない。